

規制の事後評価書

法律又は政令の名称： 金融商品取引法
規制の名称： 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者等に対する規制の見直し
規制の区分： 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部署： 金融庁企画市場局市場課
評価実施時期： 令和3年7月7日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価時、非上場有価証券の募集の取扱い等に関し、インターネットを用いることについて、その特性に鑑みた規制は特段設けられていなかったため、非上場有価証券について「電子募集取扱業務（インターネットを通じた有価証券の募集の取扱い等）」を行う金融商品取引業者について、投資者保護の観点から、規制を設けたところ、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じておらず、投資家保護は引き続き重要である。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時に設定していたベースラインについて、変化はない。
規制を見直さない場合、投資家に被害を与えるケースが多発していた可能性がある。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

事前評価時、非上場有価証券の募集の取扱い等の際し、インターネットを用いることについて、投資家被害を適切に防止する措置が必要であると認識していたところ、現在もその状況に変わり無く、それらへの対応は重要であることから、規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、遵守費用について電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者において、その業務を適確に遂行するための体制を整備するために必要な費用及びインターネットを通じて発行者に関する情報等を投資者に提供するために必要な費用が発生すると見込んでいた。

電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者は43者（令和3年4月末時点）存在するが、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について遵守していることから、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難と考えられる。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、行政費用について行政庁（国）において、金融商品取引業者が体制整備義務及び情報提供義務を履行しているか否かを確認するために必要な費用が発生すると見込んでいた。

行政庁（国）は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般についてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の見直しにより生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難である。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に対し、発行者のデューデリジェンス等を行うために必要な体制整備を義務付けることで、発行者による詐欺的な行為が抑止され、また、金融商品取引業者に対し、投資者に対する情報提供及びそれを適切に行うための体制整備を義務付けることで、投資者が十分な情報に基づいて投資判断をすることが可能となると考えていた。

当庁に寄せられた詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付件数だけで一概に評価するのは難しいものの、規制の導入後、当該件数は増加している状況にない（平成26年度：3172件、令和2年度：1891件。）ことを踏まえると、一定の投資者保護につながったものと考えられることから、規制の事前評価時に見込んだ効果とかい離はないが、本規制の見直しによる効果のみを抜き出して定量的に把握することは困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

上記⑥のとおり、一定の効果があつたことが想定されるものの、その内容から、効果の金銭価値化は困難と考えられる。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

当該規制に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

当該規制の導入により、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない一方、投資家被害を適切に防止に寄与したものと考えられる。よって、当該規制を継続していくことが妥当であり、本件に係る特段の見直しは不要であるとする。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。